

鹿屋市行政組織規則の一部を改正する規則

鹿屋市行政組織規則（平成18年鹿屋市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表総務部の部税務課の項中「土地係 家屋係」を「固定資産税係」に改め、同部収納管理課の項中「収納第一係 収納第二係」を「管理係 収納係」に改め、同表保健福祉部の部健康増進課の項中「新型コロナワクチン接種推進室」を「新型コロナワクチン接種対策室」に改め、同表農林商工部の部産業振興課の項中「企業支援係」を「企業支援・工業団地整備係」に改め、同表建設部の部都市政策課の項中「公園管理室」を「公園管理係 霧島ヶ丘公園管理事務所」に改める。

第6条の表中「、鹿屋市吾平弓道場」を削り、「児童センター、子育て交流プラザ」を「子育て交流プラザ」に改め、「、高須食品加工実習センター」を削り、

仮屋ふれあいセンター	農林商工部 林務水産課	を
特用林産物出荷加工センター		

仮屋ふれあいセンター	農林商工部 林務水産課	に、
特用林産物出荷加工センター		

高隈グリーンカントリー	農林商工部 ふるさとPR課	を
観光物産総合センター		
吾平物産館		

高隈グリーンカントリー	農林商工部 ふるさとPR課	に
観光物産総合センター		

改める。

別表第1 総務部の部総務課（部主管課）の款人事研修係の項に次の1号を加える。

17 行政改革の推進に関すること。

別表第1 総務部の部税務課の款管理係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第13号とし、同款市民税係の項第6号及び第13号中「及び調定」を削り、同款土地係の項中「土地係」を「固定資産税係」に改め、同項中第

2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、第26号を第28号とし、第24号の次に次の3号を加える。

25 家屋の調査及び評価並びに価格決定に関すること。

26 家屋の異動処理に関すること。

27 家屋の評価替えに関すること。

別表第1 総務部の部税務課の款家屋係の項を削り、同部収納管理課の款収納第一係の項中「収納第一係」を「管理係」に改め、同項中第4号から第11号までを削り、第12号を第7号とし、第13号から第20号までを5号ずつ繰り上げ、第3号の次に次の3号を加える。

4 市県民税及び諸税の調定に関すること。

5 個人県民税の賦課状況、払込み及び徴収取扱費に関すること。

6 固定資産税及び都市計画税の調定に関すること。

別表第1 総務部の部収納管理課の款収納第二係の項中「収納第二係」を「収納係」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第20号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第1 市民生活部の部市民スポーツ課の款市民スポーツ係の項中第12号を削り、同款運動施設係の項第4号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

別表第1 保健福祉部の部子育て支援課の款管理係の項第1号中「児童センター及び」を削り、同款児童家庭係の項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1 保健福祉部の部子育て支援課の款家庭相談係の項第1号を次のように改める。

1 福祉事務所長への委任事務に係る助産の実施、母子保護の実施、費用の徴収に関すること。

別表第1 保健福祉部の部健康増進課の款新型コロナワクチン接種推進室の項中「新型コロナワクチン接種推進室」を「新型コロナワクチン接種対策室」に改める。

別表第1 農林商工部の部産業振興課（部主管課）の款企業支援係の項中「企業支援係」を「企業支援・工業団地整備係」に改め、同部農政課の款農業振興係の項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

8 食育の推進に係る総合調整に関すること。

9 市民ふれあい農園に関すること。

別表第1 農林商工部の部林務水産課の款水産係の項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、同部ふるさとPR課の款観光PR係の項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

別表第1 建設部の部都市政策課（部主管課）の款公園管理室の項中「公園管理室」を「公園管理係」に改め、同項第1号中「こと」を「こと（霧島ヶ丘公園を除く。）」に改め、第13号から第18号までを削り、同款に次の1項を加える。

霧島ヶ丘公園管理 事務所	<ol style="list-style-type: none"><li>1 霧島ヶ丘公園の維持管理に関すること。</li><li>2 霧島ヶ丘公園の利活用に関すること。</li><li>3 ばらを活かしたまちづくりに関すること。</li><li>4 ばら祭りに関すること。</li><li>5 ばらを活かしたまちづくり計画推進委員会に関する こと。</li><li>6 かのやばら祭り実行委員会に関すること。</li></ol>
-----------------	--

別表第2 住民サービス課（総合支所主管課）の項中第149号の次に次の1号を加える。

150 社会体育施設の管理に関すること（吾平総合支所に限る。）。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。